

令和8年度 ADL維持等加算取得促進事業報奨金交付申請 Q&A

NO	カテゴリ	質問	回 答
1	対象事業所	報奨金の交付対象となる事業所を教えてください。	福岡市内に所在する以下の指定介護サービス事業所が対象となります。 ○通所介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○特定施設入居者生活介護 ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○介護老人福祉施設 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
2	対象事業所	ADL維持等加算の申出をしていれば、加算を算定していなくても報奨金交付の対象になりますか？	「基準日（令和8年10月1日）にADL維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していること」が要件になりますので、この場合は交付対象となりません。
3	対象事業所	ADL維持等加算を令和8年11月から算定することになりますが、報奨金交付の対象になりますか？	「基準日（令和8年10月1日）にADL維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していること」が要件になりますので、この場合は交付対象となりません。
4	申請	ADL維持等加算を算定していれば、報奨金は手続きをすることなく交付されますか？	加算の算定とは別に、報奨金を受け取るには申請が必要です。 申請の方法につきましては、令和8年10月下旬頃に福岡市のホームページ等でご案内予定です。
5	申請	申請は事業所名義になりますか？法人名義になりますか？	介護サービス事業所を運営する法人より申請をお願いします。なお、複数の事業所で報奨金交付の対象となる場合は、分けて申請をするようにお願いいたします。
6	報奨金	ADL維持等加算の（Ⅰ）と（Ⅱ）で報奨金の金額は変わりますか？	ADL維持等加算の（Ⅰ）と（Ⅱ）で報奨金の金額に違いはありません。
7	報奨金の重複交付	「ふくおか元気向上チャレンジ」に参加し、令和8年度に報奨金の交付を受けましたが、「ADL維持等加算取得促進事業」の報奨金も交付申請をすることができますか？	同一年度に「ふくおか元気向上チャレンジ」の報奨金交付を受けた場合は、「ADL維持等加算取得促進事業報奨金」の交付申請はできません。 ただし、「ふくおか元気向上チャレンジ」の報奨金を受領前に辞退した場合は、「ADL維持等加算取得促進事業報奨金」の交付対象となります。
8	報奨金の交付回数	リーフレットに「基礎分の報奨金の交付は、同一事業所につき3回（3年）を上限としています。」という記載がありますが、4回（4年）目以降は申請できないのですか？	基礎分の報奨金の交付は、同一事業所につき3回（3年）までとなります。 4回（4年）目以降は基礎分の報奨金を申請することはできませんが、上乗せ分（維持・改善）の交付要件を満たす場合は申請可能です。その場合は、維持（10万円）または改善（15万円）の報奨金を交付します。
9	報奨金（上乗せ分）の判定対象者	対象期間（令和7年10月1日～令和8年9月30日）の全期間に在籍している利用者のみ対象となるのですか？	全期間に在籍していた方が対象となります。 なお、要介護度が改善した結果、基準日前に退所となった方も含みます。
10	報奨金（上乗せ分）の判定対象者	対象期間（令和7年10月1日～令和8年9月30日）に在籍していますが、その間に1度も利用していない方は対象になりますか？	要介護度が改善した結果、基準日前に退所となった場合を除き期間中に少なくとも毎月1回はサービスを利用していることを要件とします。
11	報奨金（上乗せ分）の判定対象者	新規でサービス利用を開始した方など、令和7年12月1日から令和8年9月30日まで在籍していた場合は、判定対象外になるのですか？	全期間（令和7年10月1日～令和8年9月30日）に在籍している利用者が対象になるため、令和7年12月1日から令和8年9月30日まで在籍していた（令和7年10月1日時点では在籍していない）場合は、判定対象外になります。

令和8年度 ADL維持等加算取得促進事業報奨金交付申請 Q&A

NO	カテゴリ	質問	回 答
12	報奨金(上乗せ分)の判定対象者	更新申請の認定年月日が令和7年9月18日で、有効期間の開始日が令和7年10月1日となっている利用者は、対象になりますか？	要介護認定の有効期間の開始日で判断するため、開始日が令和7年10月1日であれば、対象になります。
13	報奨金(上乗せ分)の判定対象者	更新申請の認定年月日が令和8年9月25日で、有効期間の開始日が令和8年10月1日となっている利用者は、対象になりますか？	要介護認定の有効期間の開始日で判断するため、開始日が令和8年10月1日であれば、対象外になります。
14	経年変化値の計算方法	経年変化値を計算する上での、前回の要介護認定から今回の要介護認定の期間とは、具体的にどの期間を指しますか？	前回の要介護認定の有効期間の開始日から、今回の要介護認定の有効期間の開始日までの期間を指します。 なお、経年変化値を計算する上での年数は、6か月以下の場合は切り捨て、7か月以上の場合は切り上げて計算します。(日数については切り上げ) (例1) 【前回の要介護認定】 要介護3(令和5年5月1日～令和8年4月30日) 【今回の要介護認定】 要介護1(令和8年5月1日～令和10年4月30日) →前回の要介護認定から今回の要介護認定の期間:3年 (例2) 【前回の要介護認定】 要介護2(令和6年7月1日～令和9年6月30日) 【今回の要介護認定】 要介護3(令和8年1月15日～令和9年1月31日) →前回の要介護認定から今回の要介護認定の期間:2年(1年6か月14日から切り上げ) (例3) 【前回の要介護認定】 要介護1(令和7年12月1日～令和8年5月31日) 【今回の要介護認定】 要介護2(令和8年6月1日～令和11年5月31日) →前回の要介護認定から今回の要介護認定の期間:0年(6か月0日から切り捨て)